

共生型施設について

平成29年7月27日

第2回東京都地域福祉支援計画策定委員会

我が事・丸ごとの「地域共生社会」へのパラダイムシフト

平成28年4月18日
経済財政諮問会議
厚生労働大臣 提出資料を元に作成

【基本コンセプト】

「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、子ども・高齢者・障害者など**すべての人々が**、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を**ともに創る「地域共生社会」**の実現へ

【パラダイムシフト】

◆ 「我が事・丸ごと」の地域づくりへ

⇒ 住民が主体的に地域の課題解決を試みる仕組みを構築。住民相互の支え合いと公的サービスが協働し、誰もが役割を持ち孤立を生まない地域を育成。

◆ 「タテワリ」から「丸ごと」へ

⇒ 対象者ごとに整備されている公的サービスの包括化の推進。

【具体的な対応】

- 市町村による、住民主体の**地域課題の把握や解決を支援する体制**や、複合的課題に対応する**包括的な相談支援体制の整備を制度化**【社会福祉法改正】
- 地域における一体的なサービス提供**を支援するため、介護保険と障害福祉両制度に**新たに「共生型サービス」を創設**【介護保険法等の改正】
今後、**施設・人員基準、報酬の見直し**を検討。
- 担い手の**資格や養成課程の見直し**を検討。

2020年代初頭
全国展開

【好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、**健全な成長**に効果。

高齢者

子育て支援で**役割を持つ**ことが、**予防**に効果。

障害者

活躍する場を持つことが、**自立・自己実現**に効果。

地域の実践例①:「富山型デイサービス」(富山県)

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。

資料:厚生労働省資料を一部改変

(参考)

○ 全国の都道府県で把握している共生型福祉施設(※) 1,498施設(平成27年 富山県調べ)

※ 共生型福祉施設・・・富山型デイサービスのような、高齢者、障害児者、子供がともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに一つの場所で担う施設

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**

<総合的な福祉サービスの提供のイメージ>



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせ、合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

<福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス（例）>

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援（A型、B型）、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

① 兼務可能な人員

- ・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

- ・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等：指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認められたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要）
 （地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

見直し内容

5月26日成立、6月2日公布

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

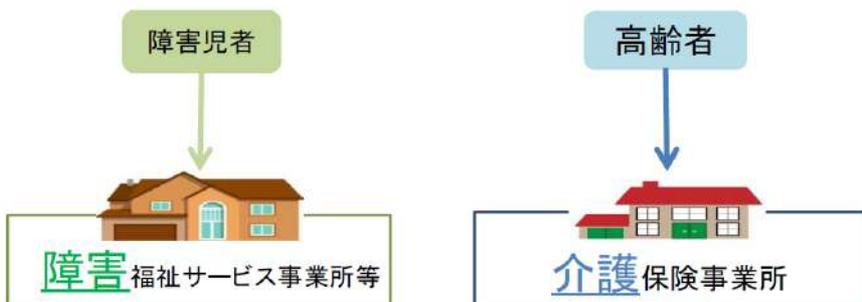
サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある



【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定